

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成15年分の源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果(抜粋)から成っている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕えたものである。民間給与実態統計調査は、給与所得者(民間企業に属する者に限る。)の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与、税額を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは若干の差がある。

2 源泉徴収税率(平成15年分)

(1) 利子所得(源泉分離)	15%
(2) 配当所得	
① 株式等	
イ 総合課税分	20%
ロ 源泉分離(選択)課税分(平成15年4月1日以降廃止)	35%
ハ 確定申告不要分	20%
ニ 上場株式等	10%(又は20%)
② 株式等以外	
イ 公募投資信託等(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配等(源泉分離)	15%
ロ 特定株式投資信託の収益の分配(総合課税)(平成8年4月1日以降適用)	10%(又は20%)
(3) 割引債の償還差益(源泉分離)	18%(又は16%)
(4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	7%(又は15%)
(5) 給与所得	「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 (略)
(6) 退職所得	
イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合	・「退職所得の源泉徴収税額の速算表」(略)
ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合	20%
(7) 報酬・料金等	
イ 原稿料等(所得税法第204条1項1号)	} 1回の支払金額100万円までの部分 10%
弁護士、税理士等(同条1項2号)	
職業野球選手、騎手等(同条1項4号)	
芸能等についての出演、演出等(同条1項5号)	
契約金(同条1項7号)	
ロ 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同条1項2号)	} 10%
職業拳闘家(同条1項4号)	
外交員、集金人、電力量計の検針人(同条1項4号)	
バー、キャバレーのホステス等(同条1項6号、措置法第41条の20)	
広告宣伝の賞金(同条1項8号)	
競馬の馬主が受ける賞金(同条1項8号)	= (賞金額の20%+60万円)を超える額
ハ 診療報酬(同条1項3号)	= 月分の支払金額20万円超 10%
ニ 公的年金等(所得税法第203条の2)	= ((公的年金等の支給額) - (控除額)) 10%
ホ 生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条~第209条)	
= (支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円超	10%
ヘ 芸能法人(所得税法第174条10号)(平成15年4月1日以降廃止)	10%

3-1 課税状況

(1) 総括

区 分	本 税 額	不納付加算税	重 加 算 税	合 計
	千円	千円	千円	千円
利 子 所 得 等	23,793,242	22,017	—	23,815,259
配 当 所 得	11,253,223	2,951	—	11,256,174
上 場 株 式 等 の 譲 渡 所 得 等	1,451,219	—	—	1,451,219
給 与 所 得	204,870,020	298,585	43,050	205,211,655
退 職 所 得	6,394,063	5,058	—	6,399,121
報 酬 ・ 料 金 等 所 得	13,945,826	26,084	179	13,972,089
非 居 住 者 等 所 得	677,097	8,940	3,696	689,733
計	262,384,692	363,633	46,925	262,795,250

調査対象等：平成15年2月から平成16年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額並びに平成15年分の加算税の徴収決定額を示したものである。

(2) 源泉徴収税額の累年比較

区 分	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成11	23,645,626	11,306,676	10,209,636	232,999,239	6,071,786	17,240,420	564,953	302,038,336
12	124,416,690	11,763,089	8,067,148	226,048,429	5,622,381	16,914,098	809,606	393,641,442
13	164,995,407	12,593,764	3,663,561	222,495,153	5,618,436	16,140,619	841,817	426,348,757
14	38,037,662	14,432,027	3,379,220	215,505,984	7,174,994	15,449,406	824,966	294,804,253
15	23,815,259	11,256,174	1,451,219	205,211,655	6,399,121	13,972,089	689,733	262,795,250

(注) この表は、「(1)総括」の「合計」欄を累年比較したものである。

3 源泉所得税

(3) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老人等非課税、財形貯蓄非課税分支払金額
	千円	千円	千円
公 債	390,433	58,526	21,904
社 債	2,355,652	353,819	277,733
預貯金	郵便貯金	132,891,931	32,699,221
	銀行預金	13,071,350	2,543,694
	銀行以外の金融機関の預金	6,700,859	1,639,337
	勤務先預金の利子	2,170,006	9,632
合同運用信託の収益の分配	359,616	53,884	76,092
公社債運用信託の収益の分配	956	143	97
定期積金の給付補てん金等	1,263,633	189,545	—
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	217,254	34,109	1
割引債の償還差益	—	—	—
計	159,421,690	23,793,242	37,267,711

調査対象等：平成15年2月から平成16年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作

(4) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
	人	千円	千円	人	千円
利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、投資信託の収益の分配及び投資法人の投資口の配当等	1,454,223	67,226,563	11,092,383	5,281	4,345,748
公募投資信託等の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等	—	5	1	—	308
計	—	67,226,568	11,092,384	—	4,346,056

調査対象等：配当等の支払者から平成16年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(配当等の支払調書)」及び平成15年2月

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡所得等	19,403,381	1,451,219

調査対象等：平成15年等に基づい

税 分	合 計		区 分
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
その他非課税分支払金額			
	千円	千円	千円
11,185,481	11,597,818	58,526	公 債
15,260,747	17,894,132	353,819	社 債
518,187	166,109,339	19,817,744	郵 便 貯 金
2,182,982	17,798,026	1,955,474	銀 行 預 金
6,046,162	14,386,358	1,005,799	銀行以外の金融機関の 預 金 利 子
—	2,179,638	324,199	勤 務 先 預 金 の 利 子
6,499	442,207	53,884	合同運用信託の収益の分配
1	1,054	143	公社債運用信託の収益の分配
10,689	1,274,322	189,545	定期積金の給付補てん金等
—	217,255	34,109	匿名組合契約等に基づく利益 の分配、生命保険等の差益
—	—	—	割 引 債 の 償 還 差 益
35,210,748	231,900,149	23,793,242	計

成した。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		区 分
人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
人	千円	千円	千円	千円	
1,898	459,300	160,755	72,031,611	11,253,138	利益の配当、剰余金の分配、基金 利息の分配、投資信託の収益の分配 及び投資法人の投資口の配当等
—	562	84	875	85	公募投資信託等の収益の分配及び 特定投資法人の投資口の配当等
—	459,862	160,839	72,032,486	11,253,223	計

から平成16年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

2月から平成16年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」
て作成した。

3 源泉所得税

(6) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ の		
	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	
	人	千円	千円	人	千円	
給与所得	俸給・給料・賞与	395,827	1,199,087,092	47,589,584	1,952,593	4,505,911,962
	日雇労働者の賃金	—	6,049,527	88,601	—	46,948,721
	計	—	1,205,136,619	47,678,185	—	4,552,860,683
退職所得	8,276	113,459,148	2,697,382	31,090	129,170,819	
災害減免法により徴収猶予したもの	—	—	—	—	—	

調査対象等：平成15年分の給与所得、退職所得の源泉所得税について、平成16年4月30日までに提出された「法定資料合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成15年2月から平成16年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 **法定資料**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば、①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者等に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書である。

2 **徴収猶予**とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間法定の納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(7) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	人	千円	千円	
法第204条該当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	64,883	7,488,633	753,615
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	43,511	41,514,295	4,270,020
	診療報酬	3,554	58,123,814	5,068,301
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	22,929	48,890,554	2,477,992
	芸能等についての出演料の報酬又は料金	1,312	951,341	103,106
	バー・キャバレーのホステス等の報酬又は料金	2,665	5,797,663	310,749
	契約金・賞金	748	618,673	44,014
小 計	139,602	163,384,973	13,027,797	
法第203条の2該当 公 的 年 金 等	43,631	54,947,527	484,093	
法第207条該当 生命保険契約等に基づく年金	162,846	60,811,684	265,597	
法第174条該当 芸能人の役務提供法人等の報酬又は料金	12	1,727,036	168,340	
計	346,091	280,871,220	13,945,827	
災害減免法により徴収猶予したもの	362	—	—	

調査対象等：平成15年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成16年4月30日までに報酬・料金等の支払者から提出された「法定資料の合計表(報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書)」等に基づいて作成した。

(注) この表は、標本調査に基づく推計値である。

他	合 計			区 分
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
源泉徴収税額				
千円	人	千円	千円	
156,589,182	2,348,420	5,704,999,054	204,178,766	俸給・給料・賞与 日雇労働者の賃金
602,653	—	52,998,248	691,254	
157,191,835	—	5,757,997,302	204,870,020	計
3,696,681	39,366	242,629,967	6,394,063	退職所得
—	—	—	—	災害減免法により徴収猶予したもの

(8) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源 泉 徴 収 税 額	左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の軽減を受けたもの			
		課 税 分	非 課 税 又 は 免 税 分	総 額		適 用 の 内 容	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
公社債、預貯金の利子等	—	287,785	—	287,785	41,788	租税特別措置法 又は租税条約	—	—	—
利益の配当等	一般分	1,805	830,502	—	84,684	租税条約	115	16,498	2,477
	源泉分離課税 適用分	—	—	—	—				
計	1,805	830,502	1,484	831,986	84,684				
匿名組合契約等に基づく収益の分配	—	4,251	—	4,251	425				
給与・賞与等	1,428	1,115,178	2,300,661	3,415,839	177,019	租税条約	—	—	—
退職所得	1	13,343	—	13,343	2,340	租税条約	—	—	—
人的役務提供の報酬等	1,059	154,232	3,116	157,348	30,909	租税条約	—	—	—
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	598	1,953,081	—	1,953,081	195,268	租税条約	99	674,273	67,348
著作権の使用料又はその譲渡による対価	64	300,371	—	300,371	30,053	租税条約	32	299,572	29,957
貸付金の利子	—	—	—	—	4,367	租税条約	—	—	—
不動産、探石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	16	32,854	—	32,854	3,407	租税条約	—	—	—
機械等の使用料	—	—	—	—	—	租税条約	—	—	—
土地等の譲渡による対価	—	—	—	—	42,402				
人的役務提供事業の対価	2,368	321,924	—	321,924	64,372	租税条約	—	—	—
生命保険契約等に基づく年金等	—	—	—	—	62				
賞金	—	—	—	—	—	租税条約	—	—	—
合 計	—	5,013,521	2,305,261	7,318,782	677,097	計	246	990,343	99,782

調査対象等：平成15年分の非居住者等の源泉所得税について、平成16年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定資料の合計表(非居住者等に支払われる給与等の支払調書)」等に基づいて作成した。

(注) この表の「公社債、預貯金の利子等」は実績値であるが、その他の部分は標本調査に基づく推計値である。

3 源泉所得税

(9) 税務署別課税状況

区 分	源 泉 徴 収 税 額							
	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金の所得等	非居住者等所得	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
徳島県	徳島	20,366,678	539,421	255,224	23,043,546	897,243	1,881,805	68,873
	鳴門	137,438	92,836	5,985	6,364,205	127,359	295,687	6,276
	阿南	99,580	752,597	29,384	4,135,201	29,231	108,696	12,346
	川島	47,580	27,125	13,597	1,816,246	65,629	42,396	1,800
	脇町	33,247	12,294	4,445	1,264,929	1,162	47,511	1,670
	池田	28,474	19,386	18,536	1,697,394	26,326	39,628	3,854
	計	20,712,997	1,443,659	327,171	38,321,521	1,146,950	2,415,723	94,819
香川県	高松	608,490	3,077,176	297,279	37,271,003	1,670,165	3,701,988	97,078
	丸亀	145,401	261,663	26,971	6,826,597	195,211	380,371	22,307
	坂出	110,537	176,935	18,324	5,228,140	124,387	190,070	3,858
	観音寺	145,933	209,372	19,885	4,895,230	45,896	251,568	17,310
	長尾	68,135	105,809	10,964	2,999,609	32,217	139,985	57,159
	土庄	31,394	25,688	11,060	1,176,049	14,151	46,723	6,941
	計	1,109,890	3,856,643	384,483	58,396,628	2,082,027	4,710,705	204,653
愛媛県	松山	765,952	2,388,513	200,708	40,933,185	1,561,143	3,318,093	56,360
	今治	163,977	526,594	78,603	8,411,198	150,349	279,028	44,585
	宇和島	75,188	98,258	29,500	3,907,145	60,867	117,523	7,101
	八幡浜	67,122	82,314	16,324	2,854,970	32,632	96,142	514
	新居浜	75,985	154,954	102,155	4,590,677	44,516	177,130	12,555
	伊予西条	83,354	49,767	11,547	3,166,712	95,383	77,663	2,096
	大洲	41,075	31,885	8,426	2,063,149	39,052	59,640	—
	計	1,410,384	4,842,858	454,747	72,041,167	2,027,125	4,218,180	269,945
高知県	高知	303,724	751,995	270,012	23,109,462	950,509	2,221,542	60,214
	安芸	43,997	31,580	—	1,599,480	19,368	41,900	570
	南国	72,376	125,757	—	3,961,088	65,070	94,020	5,103
	須崎	44,308	43,795	—	2,147,172	44,897	61,033	14,040
	中村	54,762	104,586	14,806	3,113,702	34,039	125,452	23,726
	計	559,974	1,110,065	284,818	36,110,702	1,137,961	2,601,219	107,678
全管計	23,793,242	11,253,223	1,451,219	204,870,020	6,394,063	13,945,826	677,097	

(注) この表は、「(1)総括」の「本税額」欄を税務署別に示したものである。

3-2 源泉徴収義務者数

(1) 税務署別源泉徴収義務者数

区 分	平成 16 年 6 月 30 日 現 在						
	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得	給与所得	報酬・料金の所得	非居住者等所得	
	件	件	件	件	件	件	
徳 島 県	徳 島	170	233	9	11,588	9,487	21
	鳴 門	72	67	3	4,217	3,113	7
	阿 南	94	38	3	2,701	1,810	3
	川 島	23	24	1	1,600	1,234	1
	脇 町	20	21	1	1,210	955	5
	池 田	17	16	2	1,269	1,020	5
	計	396	399	19	22,585	17,619	42
香 川 県	高 松	254	556	11	15,177	13,322	60
	丸 亀	87	134	4	4,659	3,728	11
	坂 出	67	112	2	3,913	3,121	9
	観 音 寺	61	119	3	4,516	2,764	4
	長 尾	51	66	2	2,598	2,361	17
	土 庄	28	56	1	1,205	1,161	3
	計	548	1,043	23	32,068	26,457	104
愛 媛 県	松 山	325	544	10	17,514	13,148	35
	今 治	104	155	4	6,127	4,945	21
	宇 和 島	113	57	2	4,302	2,845	8
	八 幡 浜	35	60	1	3,684	1,689	5
	新 居 浜	46	73	3	3,357	2,271	6
	伊 予 西 条	67	56	2	2,794	2,287	5
	大 洲	43	38	1	1,833	1,403	2
伊 予 三 島	49	114	3	2,835	2,217	17	
	計	782	1,097	26	42,446	30,805	99
高 知 県	高 知	155	399	10	10,552	8,077	14
	安 芸	40	39	—	1,759	858	4
	南 国	45	70	—	2,975	1,628	8
	須 崎	48	52	—	2,095	1,158	2
	中 村	66	57	1	2,288	1,402	3
伊 野	43	48	—	1,907	1,135	5	
	計	397	665	11	21,576	14,258	36
全 管 計	2,123	3,204	79	118,675	89,139	281	

資料：法人課税課調

用語の説明：源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。

源泉徴収義務者数

(参考)

税務署別源泉徴収義務者数

区 分	平成 15 年 6 月 30 日 現 在						
	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	報酬・料金の所得	非居住者等所得	
	件	件	件	件	件	件	
徳島県	徳島	188	241	12	11,589	9,757	19
	鳴門	81	72	3	4,223	3,200	9
	阿南	97	35	3	2,724	1,892	3
	川島	27	23	1	1,611	1,272	3
	脇町	21	23	1	1,202	935	4
	池田	17	20	2	1,270	1,049	5
	計	431	414	22	22,619	18,105	43
香川県	高松	259	579	20	15,290	13,649	56
	丸亀	94	142	6	4,570	3,756	13
	坂出	68	111	2	3,842	3,161	5
	観音寺	71	120	4	4,531	2,731	4
	長尾	54	70	1	2,748	2,417	16
	土庄	22	64	1	1,425	1,191	4
	計	568	1,086	34	32,406	26,905	98
愛媛県	松山	333	541	18	17,553	13,423	31
	今治	111	166	4	6,143	4,984	18
	宇和島	114	63	3	4,456	2,922	8
	八幡浜	35	56	1	3,720	1,900	3
	新居浜	52	76	4	3,354	2,287	6
	伊予西条	69	65	2	2,872	2,334	7
	大洲	42	47	1	1,830	1,438	2
	計	806	1,127	38	42,832	31,498	93
高知県	高知	159	423	14	10,467	8,219	25
	安芸	50	40	—	1,776	861	3
	南国	53	75	1	2,945	1,611	7
	須崎	52	51	—	2,144	1,202	1
	中村	69	59	1	2,296	1,420	5
	伊野	44	51	1	1,866	1,163	6
	計	427	699	17	21,494	14,476	47
全管計	2,232	3,326	111	119,351	90,984	281	

(2) 給与所得の組織区分別、支給人員別の源泉徴収義務者数

支給人員区分	平成 16 年 6 月 30 日 現 在						
	組織区分 署所管法人	調査課所管 法 人	支店法人	官 公 庁	公益法人等	個 人	計
	件	件	件	件	件	件	件
10 人 未 満	51,715	49	261	325	3,687	37,708	93,745
10 人 以 上 30 人 未 満	14,759	50	237	212	674	1,187	17,119
30 人 以 上 100 人 未 満	4,624	106	260	163	452	82	5,687
100 人 以 上 500 人 未 満	1,172	192	131	263	114	10	1,882
500 人 以 上	72	89	23	50	8	—	242
計	72,342	486	912	1,013	4,935	38,987	118,675
平成15年6月30日現在	72,521	474	916	1,069	4,987	39,384	119,351

(参考)

給与所得の組織区分別、支給人員別の源泉徴収義務者数

支給人員区分	平成 15 年 6 月 30 日 現 在						
	組織区分 署所管法人	調査課所管 法 人	支店法人	官 公 庁	公益法人等	個 人	計
	件	件	件	件	件	件	件
10 人 未 満	51,879	29	257	343	3,738	38,130	94,376
10 人 以 上 30 人 未 満	14,799	52	258	219	684	1,167	17,179
30 人 以 上 100 人 未 満	4,618	107	249	168	455	77	5,674
100 人 以 上 500 人 未 満	1,159	196	131	282	103	10	1,881
500 人 以 上	66	90	21	57	7	—	241
計	72,521	474	916	1,069	4,987	39,384	119,351
平成14年6月30日現在	73,233	462	880	1,069	5,027	39,984	120,655

3-3 民間給与実態統計調査結果(抜粋)

(1) 民間給与実態統計調査の説明

この3-3における表は、平成15年分の民間給与所得者について、標本調査により調査したもののうち、高松国税局管内分の主要な計数について取りまとめたものである。本来この調査は、全国ベースで行われているものであるため、標本誤差は全国計数よりも大きくなることに留意すること。

なお、全国分についての詳細は、国税庁で刊行している「平成15年分税務統計から見た民間給与の実態」を参照すること。

イ 調査の目的

民間企業における年間給与の実態を、企業規模別、業種別、事業所規模別、給与階級別等に明らかにし、併せて租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。

ロ 調査の対象

平成15年12月31日現在の給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象としているが、次に掲げる者は調査対象から除外した。

- (イ) 日雇労働者
- (ロ) 公務員、公団・公庫等職員
- (ハ) すべての従事員が源泉所得税の納付税額がない事業所の従事員

ハ 調査の方法

標本給与所得者の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階からなっている。

(イ) 第1段抽出

事業所を、事業所の従事員数によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出した。

なお、第1段抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所には、国税局総務部企画課から調査票を送付した。

(ロ) 第2段抽出

標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出した。

事業所の従事員数等による層別、抽出率等は、次のとおりである。

区 分	事業所の従事員数等の区分	全体としての事業所の抽出率 ①	事業所における給与所得者の抽出率 ②	全体としての給与所得者の抽出率 ①×②	全 国		高 松 局	
					標 本 事業所数	標本給与 所得者数	標 本 事業所数	標本給与 所得者数
	人				所	人	所	人
第1層	1～9	1 / 400	1 / 1	1 / 400	5,014	17,571	146	527
第2層	10～29	1 / 200	1 / 2	1 / 400	2,151	18,575	74	588
第3層	30～99	1 / 60	1 / 5	1 / 300	2,375	26,184	77	777
第4層	100～499	1 / 15	1 / 20	1 / 300	3,187	34,945	94	981
第5層	500～999	1 / 3	1 / 50	1 / 150	1,582	24,788	36	513
第6層	1,000～4,999	1 / 1	1 / 100	1 / 100	2,719	64,157	60	1,242
第7層	5,000人以上	1 / 1	1 / 200	1 / 200	339	26,989	3	175
第8層	本 社	1 / 1	1 / 10	1 / 10	3,045	51,273	43	676
計					20,412	264,482	533	5,479

(注) 「本社」とは、従事員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

(2) 企業規模別の給与所得者数及び平均給与

区 分	給 与 所 得 者 数						平 均 給 与				
	14 年		15 年		増 減	15/14	14 年	15年	増 減	15/14	
	人 員	構成比	人 員	構成比							
個 人	人	%	人	%	人	%	千円	千円	千円	%	
	77,450	6.2	99,500	7.9	22,050	128.5	2,484	2,609	125	105.0	
(資本金階級別) 株式会社	2,000万円未満	241,579	19.3	220,123	17.4	△ 21,456	91.1	3,462	3,515	53	101.5
	2,000万円以上	269,097	21.5	247,813	19.6	△ 21,284	92.1	4,067	3,798	△ 269	93.4
	1 億 円 以 上	86,623	6.9	87,181	6.9	558	100.6	4,262	4,349	87	102.0
	10 億 円 以 上	121,619	9.7	120,157	9.5	△ 1,462	98.8	5,462	5,234	△ 228	95.8
計	718,918	57.3	675,274	53.5	△ 43,644	93.9	4,123	4,031	△ 92	97.8	
その他の法人	457,238	36.5	487,440	38.6	30,202	106.6	3,932	3,797	△ 135	96.6	
合 計	1,253,606	100.0	1,262,214	100.0	8,608	100.7	3,952	3,829	△ 123	96.9	

(注)1 この表は標本調査に基づく推計値であるので、税務統計の関連数値とは一致しない。なお、以下(3)～(5)の表についても同様である。

2 計数は、1年勤続者分である。なお、以下(3)～(5)の表についても同様である。

(3) 業種別給与所得者数及び平均給与

区 分	給 与 所 得 者 数						平 均 給 与			
	14 年		15 年		増 減	15/14	14 年	15 年	増 減	15/14
	人 員	構成比	人 員	構成比						
建 設 業	人	%	人	%	人	%	千円	千円	千円	%
	154,363	12.3	145,109	11.5	△ 9,254	94.0	4,073	4,126	53	101.3
織 維 工 業	32,352	2.6	31,043	2.5	△ 1,309	96.0	2,521	3,082	561	122.3
化 学 工 業	69,913	5.6	69,056	5.5	△ 857	98.8	4,823	5,068	245	105.1
金 属 機 械 工 業	80,200	6.4	82,426	6.5	2,226	102.8	4,274	4,088	△ 186	95.6
その他の製造業	84,023	6.7	97,330	7.7	13,307	115.8	3,647	3,280	△ 367	89.9
卸 小 売 業	285,215	22.8	293,685	23.3	8,470	103.0	3,237	2,936	△ 301	90.7
金融保険・不動産業	54,649	4.4	47,498	3.8	△ 7,151	86.9	4,415	4,941	526	111.9
運輸通信公益事業	118,261	9.4	88,578	7.0	△ 29,683	74.9	5,065	4,883	△ 182	96.4
サ ー ビ ス 業	356,519	28.4	372,973	29.5	16,454	104.6	4,067	3,871	△ 196	95.2
農 林 水 産 ・ 鉱 業	18,111	1.4	34,516	2.7	16,405	190.6	2,455	4,605	2,150	187.6
合 計	1,253,606	100.0	1,262,214	100.0	8,608	100.7	3,952	3,829	△ 123	96.9

3 源泉所得税

(4) 事業所規模別給与所得者数及び平均給与

区 分	給 与 所 得 者 数						平 均 給 与			
	14 年		15 年		増 減	15/14	14 年	15 年	増 減	15/14
	人 員	構成比	人 員	構成比						
	人	%	人	%	人	%	千円	千円	千円	%
10人未満	283,432	22.6	294,748	23.4	11,316	104.0	3,226	3,192	△ 34	98.9
10人～29人	250,266	20.0	244,894	19.4	△ 5,372	97.9	3,851	4,004	153	104.0
30人～99人	257,803	20.6	265,517	21.0	7,714	103.0	3,888	3,567	△ 321	91.7
100人～499人	261,141	20.8	256,899	20.4	△ 4,242	98.4	4,241	4,131	△ 110	97.4
500人～999人	61,788	4.9	67,869	5.4	6,081	109.8	4,388	4,575	187	104.3
1,000人以上	139,176	11.1	132,287	10.5	△ 6,889	95.1	4,996	4,476	△ 520	89.6
合 計	1,253,606	100.0	1,262,214	100.0	8,608	100.7	3,952	3,829	△ 123	96.9

(5) 給与階級別給与所得者数及び給与額

区 分	給与所得者数		① 給与総額		② 税 額		税額割合 ②/①	一人当たり税額
	人数	構成比	総額	構成比	金額	構成比		
	人	%	百万円	%	百万円	%	%	円
100万円以下	86,000	6.8	70,462	1.5	389	0.2	0.6	4,523
200万円 "	170,751	13.5	255,792	5.3	3,273	2.0	1.3	19,168
300万円 "	275,256	21.8	692,548	14.3	15,504	9.7	2.2	56,326
400万円 "	267,074	21.2	931,230	19.3	21,663	13.6	2.3	81,112
500万円 "	358,784	28.4	1,850,905	38.3	47,886	30.0	2.6	133,467
800万円 "	61,665	4.9	483,229	10.0	19,065	11.9	3.9	309,171
1,000万円 "	12,378	1.0	117,098	2.4	7,253	4.5	6.2	585,959
1,500万円 "	21,629	1.7	257,865	5.3	17,619	11.0	6.8	814,601
2,000万円 "	7,091	0.6	123,024	2.5	15,969	10.0	13.0	2,252,010
2,000万円超	1,586	0.1	50,598	1.0	11,043	6.9	21.8	6,962,799
合 計	1,262,214	100.0	4,832,750	100.0	159,663	100.0	3.3	126,494